

障がい福祉の概要

(精神障がい用)



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

綾瀬市障がい福祉課

目 次

1	手帳の交付	
	精神障害者保健福祉手帳	1
2	医療費の助成制度	
	自立支援医療（精神通院）制度	2
	重度障害者医療費助成	3
	神奈川県入院医療援護金制度	4
	後期高齢者医療制度の認定	4
3	手当等	
	綾瀬市障害者愛護手当	4
	神奈川県在宅重度障害者等手当	5
	特別障害者手当	5
	障害児福祉手当	7
	特別児童扶養手当	8
	児童扶養手当	8
4	その他の市の助成制度	
	福祉有償運送（車両による外出支援サービス）	9
	タクシー運賃及び自動車燃料費の助成	9
	施設通所交通費の助成	10
5	経済的な支援	
	障害年金	11
	国民年金保険料の免除・納付猶予制度	11
	神奈川県心身障害者扶養共済制度	12
6	その他利用できる制度	
	駐車禁止除外指定車の許可	12
	コミュニティバス運賃の割引	13
	航空運賃の割引	13
	タクシー運賃の割引	13
	文化施設等の入場料の割引	13
	携帯電話基本使用料等の割引	13
	防災ハンドブック	14
	避難行動要支援者登録制度	14
	ごみの戸別収集	15
	NTT電話番号の無料案内「ふれあい案内」	15
	文化会館・公民館・コミュニティセンターの利用料金の減免	15
	ミライロID	16
7	公共料金等の割引	
	水道料金の減免	16
	NHK放送受信料の減免	16
	公営住宅等の優遇	17
	県営住宅家賃の減免	17
8	スポーツ等	17
9	税制上の優遇措置について	
	国税、市県民税	18
	自動車税（軽自動車税）環境性能割、自動車税（軽自動車税）種別割	18
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）に係る障害福祉サービス	19
11	学習や交流の場	21
12	各種相談窓口	22
13	就労相談について	25
	その他	
	関係機関等一覧	26
	精神障害者保健福祉手帳で受けられる優遇措置	27

注 意 事 項

- 1 本冊子は、精神障がい児者のための各種制度について、概要を取りまとめたものです。
- 2 障害基礎年金、障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当の対象となる障がい程度は、各制度ごとに独自に定められており、精神障害者保健福祉手帳の等級とは一致していません。
- 3 申込み先、問合せ先については、各制度ごとに記載してありますが、記載の無いものについては下記までお願いします。

障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 0467-70-5623 FAX 0467-70-5702
--

1 手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条）

精神障がいのため長期にわたり生活の中で制限がある方を対象に、申請時の医師の診断書に基づき、障がいの等級（1～3級）が決定されます。この手帳を持つことで、自立した生活や社会参加の手助けとなる福祉サービスが受けられます。手帳は有効期限があり、**2年毎の更新が必要**です。更新の申請は、有効期限の3か月前から行うことができます。

申請時の必要書類

	診断書又は年金書類（精神障がいの診断に限る） ◎どちらか一方		写真 1 枚（タテ 4cm ヲコ 3cm、上半身・脱帽）	現在の手帳	マイナンバー
	精神障害者保健福祉手帳診断書 ※用紙は障がい福祉課にあります	障害年金証書及び直近の年金振込み通知書又は特別障害給付金受給資格証			
新規申請	○	○	○	-	○
等級変更	○	○	○	○	○
更新・再承認	○	○	○	○	○
再発行・写真交換	-	-	○	○（紛失の場合は不要）	○
氏名・住所変更	-	-	-	○	○
県外（横浜・川崎・相模原含む）からの転入	-	-	-	○（有効期限切れの場合は不要）	○
返還	-	-	-	○	○

※申請から交付までは約2か月程度かかります。

※診断書記載日が、精神障がいに係わる初診日から6か月を経過している必要あり。

※障害年金証書及び年金振込み通知書で申請できるのは、障害年金支給事由が精神障害である場合に限る。

問合せ先 | 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623

2 医療費の助成制度

(1) 自立支援医療（精神通院）制度

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 58 条）

精神科で定期的に通院治療を受けている方の医療費の自己負担を軽減する制度で、申請により自己負担額が原則 1 割となります。ただし、同一保険世帯の所得に応じて減免措置があり、申請時の市民税額等により月額上限負担額が 2,500 円から 2 万円までの範囲で設定されます。

有効期間は 1 年間で、有効期限の 3 か月前から更新の申請が行えます。診断書の提出は 2 年に 1 度になり、受給者証に次回更新時の診断書の有無が記載されています。

申請時の必要書類

	自立支援医療診断書 ※用紙は障がい福祉課にあります ※手帳と同時申請の場合は手帳用診断書	健康保険証	障害年金等が振り込まれている通帳か年金振込通知書 ※市民税非課税の方で年金受給者のみ	通院医療機関、薬局等の名称・住所が記載されているもの	現在の受給者証	マイナンバー
新規申請	○	○	○	○	-	○
更新・再承認	○	○	○	○	○	○
再発行	-	-	-	-	○（紛失の場合は不要）	○
氏名・住所変更	-	-	-	-	○	○
医療機関・薬局の変更	-	-	-	○	○	○
保険証変更	-	○	○	-	○	○
県外（横浜・川崎・相模原含む）からの転入	-	○	○	○	○（期限切れの場合は不要）	○
返還	-	-	-	-	○	○

※申請から交付までは約 2 か月程度かかります。

問合せ先 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623

(2) 重度障害者医療費助成

重度障がい者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の医療費の自己負担分について助成します。ただし、高額療養費、他の公費で助成される医療費、保険適用外の診療等（診断書作成料、差額ベッド代、入院時食事代等）については対象外となります。

※重度障害者医療費助成については、厚木飛行場関連特定事業に関する特定防衛施設周辺整備調整交付金を一部充当しています。

項 目	内 容
対 象 者	① 1 級又は2級の身障手帳の交付を受けている方 ② 知能指数が 35 以下又は療育手帳 A 1、A 2 の方 ③ 3 級の身障手帳の交付を受けている方で知能指数が 50 以下の方 ④ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（平成23年7月1日から） ※なお、いずれの手帳についても 65 歳以降に初めて①～④の手帳の交付を受けた方は除きます。（平成23年7月1日から） ※自立支援医療（精神通院）の対象になる方は、自立支援医療が優先制度となります。精神科へ受診の際は、必ず自立支援医療受給者証と重度障害者医療受給者証を併せてご提示ください。窓口での自己負担が生じた場合は、障がい福祉課で償還払いの手続きをしてください。
助成要件	①綾瀬市の国民健康保険に加入している方 ②市内に住所を有し、社会保険や後期高齢者医療等に加入している方
助成方法	保険診療を受ける際、保険証と医療費受給者証を提示すれば無料で受診できますが、県域外で保険診療を受ける場合は、医療機関の窓口で自己負担分の支払いが必要となります。 その場合、医療費の領収書を添えて障がい福祉課に申請いただくことで、この制度の助成対象となる医療費の自己負担分を後日、指定の口座に振り込みます（償還払い）。受診から 2 年を超えた医療費は助成できませんので、ご注意ください。 ※一部県内でも取扱いのない医療機関があります。 ※市内小・中学校等で日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入している場合、学校管理下でのケガ等につきましては、重度障害者医療制度が適用されません。医療機関を受診した際には、重度障害者医療費受給者証はご使用にならず、一時、自己負担金額をお支払ください。申請に基づき後日、同センターより給付されます。
必要書類	【申請時】 障害者手帳、健康保険証 【償還払い時】 医療機関発行の領収書、振込みのための預金通帳、障害者手帳
備考	市外に転出され、かつ年齢到達により綾瀬市の国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方は、綾瀬市重度障害者医療費助成の対象外となるため転出先自治体にご相談ください。
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623

(3) 神奈川県入院医療援護金制度

精神科病院に 1 か月以上入院している方を対象とし、医療援護金月額 10,000 円が給付される制度です。

項 目	内 容
対 象	次の条件をすべて満たしていることが条件です。 ① 本人及び扶養義務者の住所がともに神奈川県内にあること ② 精神科病院入院中に申請が必要です。 ③ 本人及び扶養義務者の前年度の所得税額が 87,000 円以下であること ④ 医療費の自己負担額が月額 10,000 円以上であること ※重度障害者医療費制度等で医療費が免除になっている場合は対象外
必要書類	申請書（各医療機関で説明を受ける） 世帯全員の住民票 所得税額を証明する書類
送付先	神奈川県がん疾病対策課 精神保健医療グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 問合せ 045-210-1111（代表）

(4) 後期高齢者医療制度の認定

75歳以上の方の医療制度ですが、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方も加入できる制度です。

対 象	精神障害者保健福祉手帳を交付されている方の場合 1 級・2 級
問合せ先	保険年金課 保険年金担当（保険） 電話 70-5617

3 手当等

(1) 綾瀬市障害者愛護手当

項 目	内 容	
対 象 者	4月1日現在、市内に1年以上居住しており、かつ、下記①～⑧のいずれかに該当する手帳を取得している方	
手当の額 (年額)	①身体障害者手帳1級又は2級 ②知能指数 35 以下又は療育手帳A1 又はA2 ③精神保健福祉手帳1級	11,000 円
	④身体障害者手帳3級又は4級 ⑤知能指数 35 を超え 50 以下又は療育手帳B1 ⑥精神保健福祉手帳2級	6,000 円
	⑦身体障害者手帳5級又は6級 ⑧知能指数 50 を超え 75 以下又は療育手帳B2	4,000 円
支 給 月	7月	申請期間 4月1日から4月30日まで
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 本人名義の預金通帳	
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623	

※身体、知的及び精神障がい重複する場合は、合算した額が支給されます。

※申請を一度行えば、翌年度以降の手続きは不要です。ただし、申請に変更があった場合は出が必要になります（等級変更、振込先の口座変更など）。

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当

項 目	内 容
対 象 者	毎年8月1日時点で県内に6か月以上居住している、次の①～④のいずれかに該当する方 ①次のa～cのうち、2つ以上に該当する方 a.身体障害者手帳 1 級又は 2 級を交付された方 b.療育手帳A 1 又はA 2（IQ35以下）の判定を受けた方 c.<u>精神障害者保険福祉手帳 1 級を交付された方</u> ②身体障害者手帳 1 級又は 2 級＋療育手帳B 1（IQ50 以下） ③身体障害者手帳 3 級＋療育手帳B 1（IQ50 以下）＋<u>精神障害者保健福祉手帳 1 級</u> ④特別障害者手当又は障がい児福祉手当を受給している方 （申請年度の 8 月分の支給を受けていること） ※以下の条件に該当する方は除外されます。 ・継続して 3 か月を超えて施設に入所、又は病院に入院している方 ・前年度の所得が一定以上の方 ・65 歳以上で①～④に該当した方
手当の額	年額 60,000 円 支 給 月 1 月
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預金通帳 ※毎年度、現況届を提出していただきます。
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623

(3) 特別障害者手当

項 目	内 容
対 象 者	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（障害者手帳の取得条件としておりません。）に支給されます。また、常時特別の介護を必要とする障がいとは、次の障がいの一つ以上もしくは、重複している場合などをいいます。 ①両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下の方 ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上の方 ③両上肢の機能に著しい障がいを有する方又は両上肢のすべての指を欠く方もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する方 ④両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠く方 ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有する方 ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方（内部障がい等） ⑦精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる方 （注）7 の「精神の障がい」には、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。 （注）上記要件は一例です。障がいの内容により重複であることや、日常生活能力の判定などが認定の条件になる場合があります。また、申請後に審査があり、必ずしも認定になるとは限りません。詳細についてはお問合せください。 ①20 歳以上であること。

	②施設に入所していないこと。 （入院の場合は3か月を超えて入院していないこと） ③毎年の所得が基準以下であること。 なお、原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。また、所得制限がありますので、詳しくは障がい福祉課に確認してください。		
支給要件	①20歳以上であること ②施設に入所していないこと ※入院の場合は3か月を超えて入院していないこと ③毎年の所得が基準以下であること なお、原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。また、所得制限がありますので、詳細は障がい福祉課に確認してください。		
手当の額	月額28,840円	支給月	5月、8月、11月、2月
必要書類	診断書（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳で障がいの程度が確認できる場合は障害者手帳） 本人名義の預金通帳 ※事前にご相談ください。		
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623		



(4) 障害児福祉手当

項 目	内 容
対 象 者	日常生活において、常時介護を必要とする状態で、次の障がいがあるか、それと同程度以上の状態の方 ①両眼の視力の和が0.02以下の方（矯正視力による） ②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の方 ③両上肢の機能に著しい障がいを有する方 ④両上肢のすべての指を欠く方 ⑤両下肢の用を全く廃した方 ⑥両大腿を2分の1以上失った方 ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有する方 ⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方 ⑨精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方 ⑩身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の方
支 給 要 件	①請求者が20歳未満であること ②請求者が施設に入所していないこと ③請求者及び扶養義務者等の毎年の所得が基準以下であること ④請求者が障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと
手 当 の 額	月額 15,690円 支 給 月 5月、8月、11月、2月
必 要 書 類	診断書（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳で障がいの程度が確認できる場合は障害者手帳）、本人名義の預金通帳 ※事前にご相談ください。
問 合 せ 先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623



(5) 特別児童扶養手当

項 目	内 容
対 象 者	精神、知的または身体障がいの状態（政令で定める程度以上）にある児童を監護している父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方 精神、知的または身体障がいの状態（政令で定める程度以上）にある児童を養育している父母又は父母に代わって、その児童を養育している方
支給要件	①児童が 20 歳未満であること ②児童が施設に入所していないこと ③請求者及び扶養義務者等の毎年の所得が基準以下であること ④児童が障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと
手当の額	重度障害児の場合 児童 1 人につき 月額 53,700 円 中度障害児の場合 児童 1 人につき 月額 35,760 円
支給月	4月、8月、11月
必要書類	対象児童の障害程度についての医師の診断書(所定の様式) (※療育手帳又は身体障害者手帳をお持ちの方で等級によって診断書を省略できる場合があるので詳しくはお問い合わせください)、戸籍謄本又は抄本 金融機関通帳(世帯状況により、住民票の写し)
問合せ先	こども未来課子育て支援担当 電話 70-5664 FAX 70-5701

(6) 児童扶養手当

項 目	内 容
対 象 者	父又は母が、身体若しくは精神の著しい障害を有する状態になった場合等の児童を監護している、父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方
支給要件	①児童が 18 歳以下であること（障がいの程度により 20 歳未満） ②児童が施設に入所していないこと ③請求者及び扶養義務者等の毎年の所得が基準以下であること
手当の額	【全部支給の場合】 児童 1 人の場合 月額 44,140 円 児童 2 人の場合 手当月額に 10,420 円を加算 児童 3 人以上の場合 手当月額に 6,250 円を加算 【一部支給の場合】 児童 1 人の場合 月額 44,130 円～10,410 円を加算 児童 2 人の場合 手当月額に 10,410 円～5,210 円を加算 児童 3 人以上の場合 手当月額に 6,240 円～3,130 円を加算
支給月	5月、7月、9月、11月、1月、3月
必要書類	世帯の状況等により異なるため、詳しくはお問い合わせください。
問合せ先	こども未来課子育て支援担当 電話 70-5664 FAX 70-5701

4 その他市の助成制度

(1) 福祉有償運送（車両による外出支援サービス）

＜福祉有償運送とは＞

障がい者や高齢者などで公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償（タクシーの2分の1程度の料金）で行う車両を利用した移動サービスです。市が発行するタクシー運賃助成券での利用も可能です。

項目	内容
対象者	①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②知的障害、精神障害、その他の障害（自閉症、発達障害等）がある方 ③要介護・要支援の認定を受けている方
問合せ先	市内ではNPO法人おでかけ綾瀬が福祉有償運送を実施しています。 NPO法人 おでかけ綾瀬 電話：080-7610-3367 e-mail：npodekakeayase@yahoo.co.jp

※利用の際は、入会登録が必要になります。

(2) タクシー運賃及び自動車燃料費の助成

障がい者がタクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成します。また、障がい者が自動車を運転する場合又はその家族が障がい者のために指定された自動車を運転する場合、その燃料費の一部を助成します。

※タクシー運賃の助成又は自動車燃料費の助成は、どちらか一方の申請となりますので、両方の申請はできません。

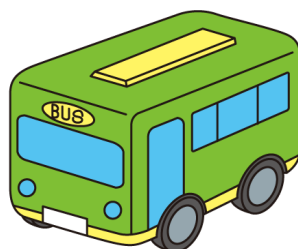
項目	内容
内 容	①身体障害者手帳の次のいずれかに該当する方 下肢障害1級～3級（3級の場合は2種のものを除く） 体幹機能障害1級～3級 視覚障害1級～3級 内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害）1、2級 ②療育手帳A1、A2又は児童相談所若しくは更生相談所において知能指数35以下と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級 ※精神障害者保健福祉手帳2級の方はタクシー運賃助成のみ

助成要件	・前年度末までに手帳が交付済みで、かつ、市内に住所を有する（転入の場合も前年度末までに住所を有する）こと。 ※施設等に入所されている方は対象外となります。 ・ <u>自動車燃料費助成を受ける場合</u> 障がい者又は同居の家族等の所有する自家用乗用車が、障がいを理由とした自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の減免を受けている必要があります。
利用方法	①障がい福祉課で利用券の申請をしてください。 <u>※該当される方には、市から前年度末に通知します。</u> ②利用券を交付します。（4月1日以降） ③料金支払の際、利用券と差し引いた料金をお支払いください。
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623

（3）施設通所交通費の助成

障害者総合支援法に基づく社会福祉施設等に通所する障がい者に対して、交通費（公共交通機関・自動車燃料費・送迎サービス費等）を助成します。施設通所開始が決まりましたら、障がい福祉課でご申請ください。

必要書類	本人名義の預金通帳 利用交通機関等の経路がわかるもの 送迎サービス利用の場合は領収書（写）
申請窓口	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623



5 経済的な支援

(1) 障害年金

障がいがあるために日常生活に支障をきたし、働いて収入を得ることが困難である場合に、一定の要件を満たせば障害年金を受け取ることができます。初診日に加入していた年金によって受けられる障害年金が決まります。（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金） また、障がいの程度により障害年金1級・2級・3級（障害基礎年金は1級・2級）があり、それぞれ受給できる年金額が違います。

項 目	内 容
対 象 者	次の条件をすべて満たす方に支給されます。 ①初診日が年金受給年月日前であること（20歳前、各年金加入中、老齢年金受給待機期間（60歳以上65歳未満）） ②初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（免除・納付猶予期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上であること※ ③障害認定日（原則として初診日から1年6か月の時点）に一定以上の障がいの状態にあること。ただし、20歳前に初診日のある障がいでは、上記①、②に該当しない場合も、障害認定日に一定以上の障がいの状態にある方は対象となります。※ ※②については、令和8（2026）年4月1日前に初診日がある場合、その前々月までの1年間で保険料を納めた期間（免除・納付猶予期間含む）であればよいことになっています。 ※③障害認定日において障害等級に該当しなかった方でも、その後症状が悪化し、障害等級に該当する状態になった時は、老齢年金受給前かつ65歳の誕生日の前々日までであれば、申請をすることができます。
問合せ先	初診日に加入していた年金の種類によって、受けられる障害年金が異なりますので、各窓口までお問い合わせください。 ○国民年金（障害基礎年金）※相談は予約制 保険年金課 保険年金担当（年金）電話 70-5618 ○厚生年金（障害厚生年金）※相談は予約制 厚木年金事務所 電話 046-223-7171 ○共済年金の場合は各共済組合まで

(2) 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

所得が少ない、又は保険料の納付が困難な場合には、申請をすると、前年の所得に基づき日本年金機構で審査し、承認を受けると保険料の納付猶予、全額又は一部の納付が免除されます。

国民年金保険料申請免除・納付猶予の承認期間は、毎年7月から翌年6月までとなっています。

問合せ先	保険年金課 保険年金担当（年金） 電話 70-5618 FAX 70-5701
------	--

(3) 神奈川県心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡した場合又は著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた障がい者に年金を支給するものです。

項 目	内 容
加入資格	障がいのある方の扶養者で、次の条件に該当する方 ①住所が県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）にあること ②65 歳未満であること（毎年 4 月 1 日における年齢） ③特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
掛 金	加入時の年齢によって段階があります。 【1 口 9,300 円～23,300 円】1 人の障がい者につき 2 口まで加入可。 ※また、掛金の納付が困難な方（非課税世帯）に対して掛金の減免を行っております。
年 金 等 の 給 付	加入者が死亡又は著しい障がいを有する状態となった時は、扶養していた心身障がい者に年金が支給されます。 1 口加入・・・毎月 2 万円 2 口加入・・・毎月 4 万円 なお、加入者の生存中に心身障がい者が死亡した場合は、加入者に対して加入期間に応じて 1 口 5～25 万円の弔慰金を支給します。
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623

6 その他利用できる制度等



(1) 駐車禁止除外指定車の許可

歩行が困難な方が現に使用中の車両について、駐車禁止除外指定車の指定を受けることで駐車禁止区域（法定禁止場所を除く）に必要最小限の範囲で駐車することができます。

対 象	- 身体障害者手帳（障害別に等級条件あり）の交付を受けているもの - 療育手帳 A 1・A 2 の交付を受けているもの - 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けていて、なおかつ自立支援医療（精神通院）の受給者証をお持ちの方
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（1 級）、住民票、各種手帳の写し
問合せ先	大和警察署 電話 046-261-0110

(2) コミュニティバス運賃の割引

項 目	内 容	運行ルート	割引額
対 象	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 上記障がい者 の付添人	1号車：市 ⇄ かしわ台駅 2号車：市 ⇄ 相模大塚駅 3号車：市 ⇄ 上土棚団地 4号車：市 ⇄ 長後駅西口 5号車：市 ⇄ 高座屋内温水プール ※「市」は市役所の略	大人 180 円 小児 90 円 ↓ 割引後 大人 100 円 小児 50 円
利用方法	乗車時に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を乗務員に提示してください。 ミライロ ID の提示でも同様の割引が受けられます。		
問合せ先	都市整備課 まちづくり担当 電話 70-5629 相鉄バス(株)綾瀬営業所 電話 78-5681(1・4・5号車) 神奈川中央交通(株)綾瀬営業所 電話 79-2180(2・3号車)		

(3) 航空運賃の割引

項 目	内 容
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
問合せ先	詳しくは、利用される航空会社の窓口へお問い合わせください。対象者、割引率、対象路線など航空会社によって取り扱いが異なります。割引制度のない航空会社もあります。

(4) タクシー運賃の割引

項 目	内 容	割 引 率
対 象 者	障害者手帳所持者	1 割の運賃割引 (高速料金・駐車料金は除く)
利用方法	乗車時に障害者手帳を乗務員に提示してください。	
問合せ先	県内の各タクシー会社 又は (社) 神奈川県タクシー協会 電話 045-241-3577 神奈川県個人タクシー協会 電話 045-755-2121	

(5) 文化施設等の入場料の割引等

障害者手帳を提示することにより、入場料金の減免を受けられる場合があります。詳しくは、各文化施設等にお問い合わせください。

(6) 携帯電話基本使用料等の割引

項 目	内 容
対 象 者	障害者手帳を交付されている方
問合せ先	詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。 契约会社によっては、割引制度がない場合もあります。

(7) 障がいのある方とサポートする方のための防災ハンドブック

災害への備えや障がいの種類別に気をつけること等、当事者の方と支援する方に必要となる事項をできるだけわかりやすくまとめたものです。市のホームページからダウンロードできるほか、障がい福祉課、障がい児者相談支援センターで配布しています。



(8) 避難行動要支援者登録制度

災害が発生した際に、自ら避難することが困難な方を支援するため、事前に本人の意思に基づき避難行動要支援者として登録していただく制度です。

登録された情報は、自治会、地区社協、民生委員・児童委員等に提供し、災害時の安否確認や避難支援活動のほか、日常的な見守り支援に利用します。

項 目	内 容
対 象 者	重度障がい者で日常生活上支援を要する方 ①身体障害者手帳 1級・2級 (視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障害) ②療育手帳(知的障がい) A1・A2 ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級 ④①～③以外の等級の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちで、昼間独居の方 ※①～④の場合であっても、<u>自ら避難することができる方</u>や、医療機関へ入院中の方、施設に入所している方などは「避難行動要支援者」にはあたりません。 ※①～④の他に、65歳以上の一人暮らしの高齢者や、要介護3、4、5の認定を受け日常生活上支援を要する方も対象となります。
手続方法	申請書に必要事項を記入し、福祉総務課福祉・生活支援担当に提出してください。
問合せ先	福祉総務課 福祉・生活支援担当 電話 70-5613



(9) ごみの戸別収集

近隣に親族等がないため、自分で収集場所までごみを出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、玄関先でのごみの戸別収集を行います。

項 目	内 容
対 象 者	自分でごみを出すことが困難なほか、世帯員全員が次の①～④のいずれかに該当する場合 ① 身体障害者手帳1級、2級 ② 療育手帳A1、A2 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 要支援認定、要介護認定を受けている65歳以上の方
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623
備考	収集するものは、分別された可燃ごみ・資源物・プラスチックです。 粗大ごみは、この事業の対象ではありません。

※ ④の方は、地域包括ケア推進課地域包括担当（77-1116）へ御相談ください。

(10) NTT 電話番号の無料案内「ふれあい案内」

無料で電話番号を案内する制度です。ご利用には事前の登録が必要です。

項 目	内 容
対 象 者	① 視覚障がい1～6級、肢体不自由（体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級をお持ちの方 ② 聴覚障がい2～4級、6級をお持ちの方 ③ 音声・言語・そしゃく機能障がい3～4級をお持ちの方 ④ 療育手帳A1～B2をお持ちの方 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1、2、3級
問合せ先	フリーコール 0120-104174

(11) 文化会館・公民館・コミュニティセンターの利用料金の減免

文化会館の大・小ホール、中央公民館・各地区センター・コミュニティセンター（寺尾いずみ会館・南部ふれあい会館）の部屋等の専用利用は、半数以上が市内に在住する障害者又は障害児で構成された団体等が利用するとき、利用料金の5割が減免になります。

項 目	施 設 名	対 象	料 金
内 容	文化会館の大・小ホール、中央公民館・各地区センター・コミュニティセンター（寺尾いずみ会館・南部ふれあい会館）の各部屋の団体利用	半数以上が市内に在住する障害者又は障害児で構成された団体が利用するとき。	5割減額
	中央公民館の市民展示ギャラリー（美術品等の展示）	① 半数以上が市内に在住する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）で構成された団体が利用するとき。 ② 障害者等が個人利用するとき。	5割減額

利用方法	利用には、あらかじめ登録が必要です。登録や予約の方法は利用施設か中央公民館にお問い合わせください。
問合せ先	中央公民館 電話 0467-77-8181 FAX 0467-79-0141 メール info@ayase-manavi.net

(12) ミライロID

障害者手帳の情報、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを「ミライロID」に登録し、公共機関や商業施設等で「ミライロID」を提示することで、障害者割引や必要なサポートをスムーズに受けられるスマートフォン向けアプリです。

問合せ先	株式会社ミライロ ホームページ https://mirairo-id.jp/
------	--

7 公共料金等の割引

(1) 水道料金の減免

県営水道をご利用されている次の世帯は、水道料金が減免されます。

項目	内 容
対象世帯	①身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた方がいる世帯 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所で最重度（A1）、重度（A2）の知的障がいの判定を受けた方がいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方がいる世帯 ④次の2つ以上に該当する方がいる世帯 ・療育手帳B1、B2 ・身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳2級
問合せ先	企業庁海老名水道営業所 所在地 海老名市上郷717 電話 046-234-4111 FAX 046-234-4110

(2) NHK放送受信料の減免

項目	全額免除	半 額 免 除
対象者	身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者がいる世帯で、全員が市民税非課税の場合	世帯主でかつ受信契約者の方が次のいずれかに該当する場合 ①視覚障がい、聴覚障がい者（1級～6級） ②重度の身体障がい者（1級、2級） ③重度の知的障がい者（A1、A2相当） ④重度の精神障がい者（1級）
手続方法	障がい福祉課で証明書を発行しますので、NHKに証明書を郵送してください。	
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 印鑑	
問合せ先	NHK横浜放送局 経営管理企画センター	

	横浜市中区山下町 281 電話 045-212-2661
--	---------------------------------

(3) 公営住宅等の優遇

項 目	内 容
優先入居	障がい者のいる世帯では、公営住宅の入居申し込みの際、当選率が優遇される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
問合せ先	【市営住宅の場合】 建築課 施設整備担当 電話 70-5602 【県営住宅の場合】 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 電話045-201-3673 FAX045-201-8405

(4) 県営住宅家賃の減免

項 目	内 容
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（1級～4級）所持者 ②重度（療育手帳 A1、A2）または中度（療育手帳 B1 程度）の知的障がい者 ③精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）所持者
減額割合	世帯の収入が一定額以下の場合は、等級によって基本家賃額が減額されます。
問合せ先	一般社団法人かながわ土地建物保全協会公営住宅課 電 話045-201-3932

8 スポーツ等

神奈川県障害者スポーツ大会

県主催により毎年、次の種目によるスポーツ大会が実施されます。

詳しくは、広報あやせをご覧ください。

項 目	障がい種別	種 目
内 容	精神障がい	卓球
問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623 FAX 70-5702	



9 税の控除・減免・割引等について

(1) 国税

項 目	内 容
所 得 税	本人か配偶者、扶養親族が障がい者の場合、所得から一定額が控除されます。勤務先の給与担当（年末調整時）又は確定申告で手続きを行ってください。
相 続 税	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定の額が控除されます。
贈 与 税	特別障害者を受益者として信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち 6,000 万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。特別障害者以外の特定障害者の方については、3,000 万円までは贈与税の課税価格に算入されません。
問合せ先	大和税務署 電話 046-262-9411 FAX 03-3294-4300（東京国税局税務相談室）

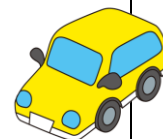
(2) 市県民税

市県民税	本人か配偶者、扶養親族が障がい者の場合、所得から一定額が控除されます。勤務先の給与担当（年末調整時）、確定申告又は市県民税申告で手続きを行ってください。
問合せ先	課税課 市民税担当 電話 70-5611

(3) 自動車税（軽自動車税）環境性能割、自動車税（軽自動車税）種別割

障がい者の方、その者と生計を一にする方が、もっぱら障がい者のために使用する自動車（自家用車一台に限定）について減免されます。

項 目	内 容
対 象	精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
必要書類	精神障害者保健福祉手帳、免許証、車検証 ※住民票や戸籍謄本が必要な場合がありますので、詳しくはお問合せください。
問合せ先	【自動車税（軽自動車税）環境性能割、自動車税種別割】 厚木県税事務所 電話 046-224-1111（代表） ※環境性能割については、普通自動車、軽自動車ともに、市役所で減免手続きはできません。県税窓口で手続きを行ってください。自動車取得日から 30 日を過ぎると申請できません。 【軽自動車税種別割】 課税課 市民税担当 電話 70-5611 ※軽自動車税種別割の減免手続き期間について 毎年5月に納税通知書が送付されますので、納税通知書を受領後、納期限（5月31日）までに課税課窓口で手続きを行ってください。



10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に係る障害福祉サービス

障がいのある方が障がいの程度や生活状況に応じて、障害者総合支援法による必要な障害福祉サービスが利用することができる制度です。障害福祉サービスには、自立支援給付である「介護給付」「訓練等給付」と市町村事業である地域生活支援事業があります。利用料については、原則基準単価の1割負担となりますが、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

福祉サービスの利用を希望する場合は、まず窓口でご相談いただき、後日、ご家庭を訪問などし、心身の状態や生活状況等について聞き取りをする『障害支援区分認定調査』を行います。その後、専門家による認定審査会を通して障害支援区分が認定され、その結果に基づきサービス内容・支給量が決定されます。その後、各サービス提供事業所と利用される方が直接契約しサービスが開始されます。詳細については障がい福祉課にご相談ください。

（１）自立支援給付

項 目	内 容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	単身生活等を支えるために、家事、通院等が困難な方の支援をするサービスです。自宅にホームヘルパーが訪問し、掃除や洗濯、食事作り等を一緒に支援します。
短期入所 (ショートステイ)	家族から離れて休養をとる必要を実感した時や在宅での生活がストレス等により困難となった時に、2泊3日などの日程で一時的に施設に滞在することができるサービスです。無理せず自分のペースで過ごすことにより精神的な安定を得ることができます。
共同生活援助 (グループホーム)	退院しても一人暮らしに自信がない方や親から独立して一人暮らしをしたいと考えているが、生活スキルを身に付ける訓練が必要な方などが対象。少人数の集団生活の中で、指導員による食事（昼提供を受け、日常生活上の助言や指導を受けながら、自立に向けた生活を目指していくものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を経て、一般就労に移行した方に対し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行います。

(2) 地域生活支援事業

項 目	内 容	備 考
相談支援事業	綾瀬市障がい児者相談支援センター 生活全般で困っていることや福祉サービスの利用などの相談を専門相談員が受け、総合的・専門的な支援を行います。障がい者手帳の有無にかかわらず、本人・家族・関係者などからの相談も可能です。 月～金曜日 8時30分～12時15分 / 13時～17時 場所：保健福祉プラザ1F 月曜日：精神障がい者の方（午前のみ） 火曜日：就労 水曜日：発達障がい者の方 木曜日：精神障がい者（毎週）/身体障がいの方（隔週） 金曜日：知的障がい者の方、障がい児	※事前に予約が必要です。 (予約先) 77-1118
移動支援事業	一人での外出が困難な方に対し、ヘルパーが同行するサービスです。銀行や郵便局等の手続き、買い物、余暇活動への参加などに利用することができます。	原則、利用者負担1割。（非課税世帯は自己負担なし）
地域活動支援センター	【就労訓練の場】 就労が困難な精神障がいがある方を対象とした、生産活動（作業所）や社会参加の場です。企業からの受注作業や自主製品を生産し、作業内容に応じて通所者へ工賃が支払われます。	申込みは 障がい福祉課まで
	NPO法人綾瀬あがむの会 地域活動支援センター ファミール 月～金曜日 9時15分～16時 *参加時間等は体調に応じて相談 場所：綾瀬市深谷上 1-13-5 問合せ先：70-7282	
	【コミュニケーションの場】 精神障がいがある方を対象とした社会参加の練習の場です。調理実習や創作活動、スポーツなどのプログラム活動を通じ、定期通所により生活リズムやコミュニケーションの練習をする場です。また、専門スタッフが日常生活上の相談を聞く、フリースペースでの情報交換、仲間作りなど交流の場になっています。個々の目標に合わせた支援を行っています。	登録制 利用料はなし （プログラムの材料費等は自己負担）
	地域活動支援センター トライアングル 月・水・木曜日 9時～17時 火・土曜日 9時～19時 休み：金・日曜日、年末年始 場所：綾瀬市寺尾南 3-26-16 橘ビル2階 問合せ先：39-5987	

11 学習や交流の場

項 目	内 容
精神障がい者家族会 あがむの会	家族同士が交流を持ち、お互いの経験を話すことで悩みを共有したり、家族としての役割を実践的に学んだり、情報交換したりする場です。また、病気の理解を深めるために学習会を開いたり、リフレッシュの機会を設けたりしています。 問合せ先：あがむの会会長 工藤 松子 76-3335
精神障がい者家族教室	精神障がいある方の家族を対象に、よりよい対応の方法や疾患、服薬についての理解、各種福祉制度などについて、専門医や支援者による講演や学習会、家族同士の交流会を行っています。開催予定については、広報等をご覧ください。 問合せ先：障がい福祉課 障がい福祉担当 70-5623
やまゆりの会 (当事者会)	全県レベルの当事者の会です。活動内容は、広報誌「やまゆり」を毎月発行し、ピアサポートリーダー研修の開催、各地での例会の開催、電話相談などです。 事務局：神奈川県精神保健福祉センター内 045-826-5562
神奈川県障害者スポーツ大会	県主催により、障がい者を対象としたスポーツ大会が実施されます。詳しくは、広報あやせをご覧ください。 問合せ先：障がい福祉課 障がい福祉担当 電話 70-5623



12 各種相談窓口

(1) 精神保健相談窓口について

どちらへ相談したらよいか不明な場合は障がい福祉課へご連絡ください。

相談内容	相談場所	連絡先	対応
生活相談、制度・福祉サービスに関する相談	綾瀬市障がい福祉課	70-5623	月～金
精神保健福祉相談 ケースワーカー対応	厚木保健福祉事務所大和センター	046-261-2948	月～金
精神科医による 精神保健福祉相談	厚木保健福祉事務所大和センター (予約制・無料) 精神的な問題を抱えている方と その家族対象	046-261-2948	
こころの電話相談 こころの健康に関する事	神奈川県精神保健福祉センター	0120-821-606	月～金 9:00～21:00
障がい者の方の生活全般 に関する相談	綾瀬市障がい児者相談支援センター (綾瀬市保健福祉プラザ)	77-1118	月～金 詳細はP.20 参照
	地域活動支援センターⅠ型 トライアングル	39-5987	月・水・木 9:00～17:00 火・土 9:00～19:00 金・祝日 休み
いのちの電話	横浜いのちの電話	045-335-4343	24 時間
	川崎いのちの電話	044-733-4343	24 時間

(2) 夜間精神科医療情報について

精神科救急医療情報窓口 (神奈川県・横浜市・川崎市協働運営)

精神疾患の急激な発症や、症状の悪化により早急に医療を必要とされる方に、受診や入院ができる当番医療機関(診療所・病院)を紹介する窓口です。

なお、平日の昼間については、厚木保健福祉事務所大和センターでご相談ください。

受付時間

平日(月～金曜日) 17:時～ 翌朝 8 時

土、日、祝日及び年末年始 8 時 30 分 ～ 翌朝 8 時 30 分

(翌日が平日の場合は 8 時まで)

連絡先

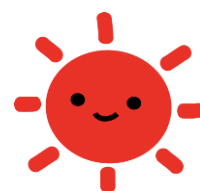
TEL : 045-261-7070



(3) 身近な相談・制度等

項 目	内 容	問合せ先
民生委員 児童委員	行政と市民とのパイプ役として高齢者や障がいのある方、児童、ひとり親家庭などから生活上の心配事などの相談に応じ、情報提供や行政による支援、適切な福祉サービスにつなげていきます。	福祉総務課 福祉・生活支援担当 電話 70-5613
一般相談、法律相談 専門相談 等	市役所では各種相談に応じています。 予約が必要なためお問合せください。	市民課 広聴相談担当 電話 70-5605
あやせ 24 時間 健康相談	健康や医療に関することのほか、介護、育児、心の不調、ストレスなど、医師や保健師などの専門職が、24 時間体制で電話相談を受け付けます。 受付電話(フリーダイヤル) 0120-1192-61	健康づくり推進課 電話 77-1133

(4) 社会福祉協議会の制度等



① 車いすの貸出

一時的に車いすが必要になった場合、無料で貸し出しをします。

貸出期間	3か月以内
------	-------

② 生活福祉資金の貸付

障がい者等の世帯が、積極的に生活の自立向上を図るために低金利での貸付相談をすることができます。場合によってはご希望に添えないこともあります。

貸付金の種類	①総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ②教育支援資金（教育支援費、就学支援費） ③福祉資金（福祉用具購入費、障害者用自動車購入費等）
--------	--

③ 福祉レクリエーション大会

綾瀬市内の福祉団体会員とその家族及び障害者福祉施設等の入所者が集い、スポーツを通じて、参加者相互の交流と心身の健康保持を図るとともに、市民及び市内の高校生等によるボランティア活動の場を提供し、福祉意識の醸成を図るため開催されます。

④ 住民参加型生活支援事業（会員相助型）

日常生活にお困りの方、手助けが必要な方に対し、住民の参加と協力により、子育て支援・家事サービス・介助サービスなどを提供します。
利用する際には、料金がかかります。

⑤ 住民参加型移動支援事業（会員相助型）

公共交通機関を利用することが困難な方に、市民の参加と協力のもと、自家用車で外出支援を行います。
利用する際には、料金がかかります。

⑥ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分ではない人や身体に障がいのある方など、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を行います。

利用者本人と社会福祉協議会との契約によりサービスを提供するもので、利用する際には料金がかかります。所得により免除、減額される場合があります。

⑦ 法人後見事業

成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守るとともに安心した生活が送れるよう支援をしていきます（制度の利用には家庭裁判所への申立が必要です）。

社会福祉協議会では、市内在住の市県民税非課税世帯の方・生活保護世帯の方などに対して成年後見人等としての支援を行う法人後見事業を実施しています。

◎問合せ先

社会福祉協議会に関するお問合せは、下記までお願いします。
綾瀬市社会福祉協議会 電話 77-8166 FAX 79-1812

13 就労相談について

項 目	内 容	備 考
綾瀬市障がい児者相談支援センター (障がい者就労相談)	就労を希望する障がい者の就労相談や職場定着などを支援します。 相談日：火曜日	相談は予約制 電話 77-1118 所在地 綾瀬市深谷中4-7-10 (保健福祉プラザ)
障害者就業・生活支援センター ぽむ	就労に際し継続的なフォローを必要とする障がい者の方を対象に、個々に合わせた支援計画を立て、就労までの援助や職場定着を支援します。	相談は予約制 電話 046-232-2444 所在地 海老名市東柏ヶ谷 3-5-1 ウェルストーン相模野 103
ハローワーク大和	障がいがある方への就労について、専門の相談員がご相談に応じます。主治医の意見書(指定のもの)を添えて求職登録します。職業訓練も紹介しています。	電話 046-260-8609 所在地 大和市深見西3-3-21
神奈川障害者職業センター	障がい者職業カウンセラーによる職業相談、評価のほか、ジョブコーチ・職業準備訓練・職業講習を行っています。	相談は予約制 電話 042-745-3131 所在地 相模原市南区桜台 13-1





関係機関等一覧

名称・所在地	電話番号	FAX番号
綾瀬市役所 綾瀬市早川 550 福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 こども未来課 健康づくり推進課 保険年金課 課税課 都市整備課 建築課 選挙管理委員会事務局	(代) 0467-77-1111 福祉・生活支援担当 (直通) 70-5613 障がい福祉担当 (直通) 70-5623 介護保険担当 (直通) 70-5636 子育て支援担当 (直通) 70-5664 健康・医療予防担当 (直通) 77-1133 保険年金担当(年金) (直通) 70-5618 保険年金担当(保険) (直通) 70-5617 市民税担当 (直通) 70-5611 まちづくり担当 (直通) 70-5629 施設整備担当 (直通) 70-5602 選挙担当 (直通) 70-5646	0467-70-5701 FAX 70-5702
障がい児者相談支援センター 綾瀬市深谷中 4-7-10 (綾瀬市保健福祉プラザ内)	77-1118	40-4006
綾瀬市社会福祉協議会 綾瀬市深谷中 4-7-10 (綾瀬市保健福祉プラザ内)	77-8166	79-1812
大和綾瀬地域児童相談所 藤沢市亀井野 3119	0466-81-8066	0466-84-2970
総合療育相談センター 藤沢市亀井野 3119	0466-84-5700	0466-84-2970
厚木保健福祉事務所大和センター 大和市中央 1-5-26	046-261-2948	046-261-7129
厚木県税事務所 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)	046-225-1785
大和警察署 大和市中央 5-15-4	046-261-0110	同左
ハローワーク大和 大和市深見西 3-3-21	046-260-8609	046-264-0966
ジョブスポットあやせ 綾瀬市早川 550	76-0986	76-1085
厚木年金事務所 厚木市栄町 1-10-3	046-223-7171	046-224-8200
神奈川県発達障害支援センター かながわA (エース) 足柄上郡中井町境 218 (県立中井やまゆり園内)	0465-81-0288	0465-81-3703
海老名水道営業所 海老名市上郷 717	046-234-4111	046-234-4110

精神障害者保健福祉手帳で受けられる優遇措置

	優遇される内容	手帳の障がいの程度			問い合わせ先	ページ	
		1 級	2 級	3 級			
1	重度障害者医療費助成	△	×	×	障がい福祉課	3	
2	後期高齢者医療制度の認定（原則自己負担1割）※65歳以上対象	○	○	×	保険年金課	4	
3	綾瀬市障害者愛護手当	○	○	×	障がい福祉課	4	
4	自家用車有償旅客運送	○	○	○	NPO 法人 おでかけ綾瀬	9	
5	綾瀬市タクシー運賃及び自動車燃料費助成	○	○	×	障がい福祉課	9	
6	駐車禁止除外指定車の許可申請	○	×	×	大和警察署	12	
7	綾瀬市コミュニティバスの割引	○	○	○	都市計画課	13	
8	航空運賃の割引	一部	一部	一部	各航空会社（一部割引対象外の会社もあり）	13	
9	タクシー代の割引（一割引）	○	○	○	各タクシー会社（一部割引対象外の会社もあり）	13	
10	各種施設の利用料の割引	○	○	○	利用する際手帳を受付に提示	13	
11	携帯電話料金の割引	一部	一部	一部	各携帯電話会社（一部割引対象外の会社もあり）	13	
12	避難行動要支援者登録制度	一部	一部	一部	福祉総務課	14	
13	ごみの戸別収集	△	×	×	障がい福祉課	15	
14	NTT 電話番号の無料案内「ふれあい案内」	○	○	○	NTT 東日本ふれあい案内	15	
15	県営水道局の減免（基本料金とその消費税額）	○	一部○ 重複障害のある方	×	海老名水道営業所	16	
16	NHK放送受信料の免除	△	△	△	障がい福祉課	16	
17	公営住宅等の優遇	○	○	○	建築課	16	
18	税制上の優遇措置	所得税の障害者控除（本人か家族が対象）	控除額 40万円	控除額 27万円	控除額 27万円	大和税務署	18
		所得税の配偶者控除・扶養控除の同居特別障害者加算	○	×	×		
		相続税の障害者控除	○	○	○	大和税務署	18
		贈与税の非課税	○	○	○		
		住民税の障害者控除（本人か配偶者、扶養親族が対象）	控除額 30万円	控除額 26万円	控除額 26万円	課税課	18
		住民税の配偶者控除・扶養控除（同居家族が対象）	○	×	×		
		自動車税・軽自動車税・自動車取得税の全額免除	○	×	×	厚木県税事務所 課税課	18

障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

マーク	概 要 等
	【ヘルプマーク】 ※必要な方には、市の障がい福祉課で配布しています。 義足や人工関節を使用している方、内部障がいのある方、難病の方、精神障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。このマークを見掛けたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなどの配慮をお願いします。

発行日 令和5年4月1日

発行所 綾瀬市役所福祉部障がい福祉課

綾瀬市早川550番地 電話 0467-70-5623

FAX 0467-70-5702
